

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
（ 公 印 省 略 ）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

今般、消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第152号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いします。

記

第1 改正の主な内容

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）第2条による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）において、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設された。

当該法人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2に規定する弁護士法人と同様、同法第3条に規定する法律事務一般を行うことを目的としていることから、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第51条第1項第47号りに規定する委託先に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を追加した。

第2 公布日等

1 公布日

令和4年10月27日

2 施行期日

令和4年11月1日